

技能実習を続けることができなくなったときに使う制度を案内します。
在留資格「特定活動(就労不可)」の人も受けることができます。

技能実習生のあなたは、実習を行なう会社との雇用関係(働くことについての約束)があり、あなたは、日本の法律で守られています。

新型コロナウイルスのために技能実習を続けることができなくなった時、技能実習生が利用できる制度があります。利用してください。

雇用保険をもらえます(基本手当)

労働者が失業(仕事がなくなること)し、次の仕事をさがす時に生活を安定させるために必要なお金をあげます。下の条件を満たしていれば、技能実習生でも雇用保険の給付(基本手当)をもらうことができます。(日本人も技能実習生も同じです。)

お金がもらえる人

- ・技能実習中に仕事をやめさせられた人、次の仕事をさがす人
- ・技能実習が終わった後で、自分の国に帰ることができないので、仕事を探す人

※在留資格「技能実習」、「特定活動(就労不可)」、「短期滞在」(5月20日までに「技能実習」からの在留資格変更許可を受けた人だけ)の人が対象です。

1 ハローワークに仕事をさがす申し込みをする

仕事をやめた後に基本手当(とくべつなお金)をもらうためには、ハローワークに仕事を探す申し込みをしてください。

2 雇用保険被保険者期間(保険に入っている期間)が1年(12ヶ月)以上であること

仕事をやめる前2年の間に、雇用保険被保険者となった期間が1年(12ヶ月)以上あることが必要です。
会社の倒産や事業の縮小などの理由で仕事をやめた場合には、仕事をやめる前1年間に、6ヶ月以上保険に入っていることが必要です。

こようほけん きほんてあて てつづ なが <雇用保険(基本手当)をもらう手続きの流れ>

しごと 仕事をやめる または ぎのうじっしゅう お 技能実習が終わる

しごと さが もう こ 仕事を探す申し込みと
しかく けつてい もらう資格の決定

てつづ ひと ひつよう しょうい
もらう手続きをする人が、必要な書類を
も ハローワークまで持ってきてください。

こようほけん せつめいかい
雇用保険の説明会

しかく しょうめい しょうい ひつよう しょうい わた
もらう資格を証明する書類など、必要な書類を渡します。
こようほけん きほんてあて かね てつづ すずめかた せつめい
雇用保険の基本手当(とくべつなお金)をもらう手続きの進め方などを説明します。

たいききかん お
待機期間の終わり

てつづ はじ ひ しごと じょうたい なのかかんだ
もらう手続き始めた日から、仕事がない状態が7日間経つまでを
たいききかん あいだ きほんてあて しきゅう
「待機期間」といい、この間は基本手当は支給されません。

きゅうふせいげん
給付制限

じぶん つごう しごと や ばあい たいききかん お つぎ ひ
自分の都合などで仕事を辞めた場合は、待機期間の終わった次の日から
げつかん きほんてあて しきゅう
さらに3ヶ月間は、基本手当は支給されません。
※1ページ目の「お金がもらえる人」にあてはまる人は、基本的に給付
せいげん
制限はありません。

しごと 仕事がなくなったことが認められる

にんていび きほん しゅう かい しつぎょうにんていしんこくしょ だ
認定日ごと(基本は4週に1回)に失業認定申告書を出してください。

きほんてあて かね
基本手当(とくべつなお金)をもらう

しごと みと にっすうぶん きほんてあて かね
仕事がなくなったことが認められた日数分の基本手当(とくべつなお金)は、
ぎんこう こうざ ふ こ
銀行の口座に振り込まれます。

しゅう かい にんていび
4週に1回、あなたの認定日
みと ひ き
(認められた日)が決められる

じっしゅう おこ かいしゃ か
実習を行なう会社が変わる
はたら かいしゃ き
または、働く会社が決まる

お
もらうことが終わる

じぶん くに かえ
※ 自分の国に帰ることができないので仕事を探していた人は、はたら ばあい
ざいりゅうしかく とくていかつどう しゅうろうか か
在留資格を「特定活動(就労可)」に変えてください。

じぎょうかつどう ちい かいしゃ こようちょうせいじよせいぎん かいしゃ たす かね
事業活動を小さくした会社がもらえる雇用調整助成金(会社を助けるお金)
せいど かいしゃ ぎのうじっしゅうせい やす じよせいぎん つか
という制度があります。会社が技能実習生を休ませるときに、この助成金を使
やす ひと てあて かね はら やす あいだ ぎのう
って、休む人に手当(とくべつなお金)を払います。また、休みの間に、技能
じっしゅうせい やす たい てあて かね はら ぎのうじっしゅうせい もう
実習生が休むことに対する手当(お金)が払われないときは、技能実習生が申
こ せいど あたら
し込むことができる制度が新しくできます。

ろうどうきじゅんほうだい じょう はたら ほうりつ かいしゃ せきじん はたら
※ なお、労働基準法第26条(働くことについての法律)では、会社の責任で働く
ひと やす はたら ひと せいかつ やす あいだ きゅうりょう はら
人を休みにしたとき、働く人の生活のため、休みの間の給料を払わなければなりません。

そうだん
わからないことは相談してください。

み
ホームページも見てください。

しごと ほけん きゅうふ かね そうだん
● 仕事をやめたときの保険の給付(もらえるお金)の相談:

とどうふけんろうどうきよくこうきょうしょくぎょうあんていしょ
➤ 都道府県労働局 公共職業安定所(ハローワーク)

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



かいしゃ せきじん はたらくひと やす てあて かね かいしゃ しごと そうだん
● 会社の責任で働く人を休みにしたときの手当(お金)など、会社や仕事の相談:

がいこくじんろうどうしゃむ そうだん ろうどうじょうけんそうだん らいん
➤ 外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件相談ほっとライン、

がいこくじんろうどうしゃそうだん
外国人労働者相談コーナー:

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



ざいりゅうしかく そうだん
● 在留資格の相談:

ほうむしょう
➤ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>



外国人技能実習機構 母国語相談ホットラインのご案内

がいこくじんぎのうじっしゅうきこう

外国人技能実習機構では、



しごと せいかつ こま ふあん かん
 ・ **仕事や生活で困ったことや不安を感じたとき**

きゅうりょう き じかんいがい しごと かいしや まも かん
 ・ **給料や決められた時間以外の仕事など、会社がルールを守っていないと感じたとき**

きこく
 ・ **むりやり帰国させられそうなとき**

にっぽん ほうりつ せいど こま
 ・ **日本の法律や制度のことで困っているとき**

ぎのうじっしゅうせい こま そうだん くに ことば うけつ
 など、技能実習生の困っていることの相談を、みなさんの国の言葉で受け付けています。

がいこくじんぎのうじっしゅうきこう み
 くわしくは、外国人技能実習機構のホームページ(<https://www.otit.go.jp>)をご覧ください。

ぼこくごそうだん

むりよう

母国語相談ホットライン(11:00~19:00 無料)

ご	まいしゅう げつ きん	
・ベトナム語	毎週：月～金	TEL:0120-250-168
ちゅうごくご	まいしゅう げつ すい きん	
・中国語	毎週：月・水・金	TEL:0120-250-169
ご	まいしゅう か もく	
・インドネシア語	毎週：火・木	TEL:0120-250-192
ご	まいしゅう か ど	
・フィリピン語	毎週：火・土	TEL:0120-250-197
えいご	まいしゅう か ど	
・英語	毎週：火・土	TEL:0120-250-147
ご	まいしゅう もく ど	
・タイ語	毎週：木・土	TEL:0120-250-198
ご	まいしゅう もく	
・カンボジア語	毎週：木	TEL:0120-250-366
ご	まいしゅう きん	
・ミャンマー語	毎週：金	TEL:0120-250-302